

新分野海外展開支援事業補助金実施要領

(通則)

- 第1条 新分野海外展開支援事業補助金の実施については、新分野海外展開支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 この規則で使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

(旅費)

- 第2条 旅費は、補助事業者の役員又は従業員に限らず、補助事業を実施するために必要な通訳又は専門家（市場調査の対象となる分野で人脈を有するなど、市場調査を効果的に行い今後の海外展開の実現を図る上で助言等を得ることができる人物をいい、県がハンズオン支援を委託している者以外の者に限る。以下同じ。）に係る旅費を含む。
- 2 航空賃は、勤務地（補助対象事業を実施するために出張する者（以下、出張者という。）が通常勤務している地域をいう。以下同じ。）の最寄りの空港と補助対象事業の実施地域（以下、実施地域という。）の最寄りの空港の間の移動にかかる航空賃（エコノミークラスに限る。）を対象とする。ただし、実施地域が複数あり、実施地域間を航空機で移動することが合理的と認められる場合は、実施地域の間の移動も対象とする。
- 3 本事業とは別の用務による出張等の理由により、出張者が勤務地の最寄りの空港以外の空港を利用する場合の航空賃は、勤務地の最寄りの空港を利用する場合の所要額を限度として、補助対象経費に含める。
- 4 鉄道賃は、運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃を対象とし、運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には最上級の運賃を対象とし、運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃を対象とする。
- 5 海外における宿泊費は、地域毎に次の表に掲げる額を限度とし、地域の区分は、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。ただし、台湾については、同法における乙地方として扱う。

指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
19,300円	16,100円	12,900円	11,600円

- 6 国内における一泊あたりの宿泊費（税込み）は、地域毎に次の表に掲げる額を限度とし、地域の区分は、沖縄県職員の旅費支給規則を準用する。ただし、北九州市については、同規則における甲地方として扱う。

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、三浦郡葉山町、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、	10,900円
-----	---	---------

	箕面市、高石市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、福岡市、北九州市	
乙地方	甲地方以外の地域	9,800円

- 7 航空賃と宿泊費がセットとなっている旅行商品を利用した場合、前項に定める上限額を宿泊費とし、料金全体から宿泊費を除いた額を航空賃として扱う。ただし、レンタカー使用料その他の補助対象経費でない経費が料金に含まれている場合は、料金から当該経費を差し引く。
- 8 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際のレートは、支払いを行った日のレート又は現地に入国した日のレートとし、いずれかで統一すること。

(交付の申請)

第3条 交付要綱第7条第1項の添付書類は、原則として、次のとおりとし、原本を提出するものとする。

- (1) 事業計画（別紙1）
- (2) 経費明細書（別紙2）
- (2) 暴力団等に該当しないことの誓約書（別紙3）
- (3) 本事業以外の補助金等の公的支援制度の活用状況（別紙4）
- (4) 県税の滞納がないことを示す納税証明書（会社設立後に最初の納税時期を迎えていない場合は事業開始届出証明書）
- (5) 定款
- (6) 履歴事項全部証明書
- (7) 直近2年の決算書
- (8) 申請者の概要が分かる資料（パンフレット等）

(実績報告)

第4条 交付要綱第11条第1項の添付書類は、事業成果報告書及び経費明細書とし、その様式はそれぞれ別紙5、別紙6のとおりとする。

附 則

本要領は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

本要領は、平成27年9月4日から施行する。

附 則

本要領は、平成29年4月3日から施行する。